

事業主
被保険者様

西日本プラスチック工業健康保険組合
理事長 山田 浩

高齢受給者の高額療養費制度見直しについて

平素は当健康保険組合の運営につきまして、格別のご支援ご協力を賜り誠に有難うございます。

さて、平成 29 年 8 月より段階的に引き上げが開始された高齢受給者の方の高額療養費の上限額について、平成 30 年 8 月から現役並み所得者の所得区分が 3 段階に細分化されることとなりました。

また、あわせて一般の方の外来の上限金額が下記の通り変更となりますのでお知らせいたします。

記

【平成 30 年 7 月まで】

所得区分	個人単位 (外来のみ)	世帯単位 (入院含む)
IV 現役並み所得者	57,600円	80,100円+(医療費-267,000円)×1%
		多数該当 44,400円
III 一般	14,000円 【年間上限144,000円】	57,600円
		多数該当 44,400円
II 低所得 II	8,000円	24,600円
I 低所得 I		15,000円



【平成 30 年 8 月以降】

所得区分	個人単位 (外来のみ)	世帯単位 (入院含む)
現役並み所得 III 標準報酬月額 83 万円以上	通常 252,600円+(医療費-842,000)×1%	多数該当 44,400円
	多数該当 140,100円	
現役並み所得 II 標準報酬月額 53 万~79 万円	通常 167,400円+(医療費-558,000)×1%	多数該当 93,000円
	多数該当 93,000円	
現役並み所得 I 標準報酬月額 28 万~50 万円	通常 80,100円+(医療費-267,000円)×1%	多数該当 44,400円
	多数該当 44,400円	
一般	18,000円 【年間上限144,000円】	57,600円
		多数該当 44,400円
低所得 II	8,000円	24,600円
低所得 I		15,000円

なお、平成 30 年 8 月より、現役並み所得 II 及び I の方が高額療養費に該当される場合は、医療機関の窓口には高齢受給者証と併せて**限度額適用認定証の提示をいただく必要があります。**

もし、限度額適用認定証の提示がない場合は、窓口での負担額が一律で現役並み所得 III の区分で計算されることとなり、後日高額療養費の申請が必要となります。

つきましては、限度額適用認定証の申請書は当組合ホームページに所定の様式がございますのでご利用ください。

【お問い合わせ先】

西日本プラスチック工業健康保険組合

TEL06-6263-0605